

第 28 号議案

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市民病院における出産者数の減少や産婦人科医の確保が困難である等の理由により、平成 28 年 3 月 31 日をもって産婦人科の産科部門を廃止したので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表診療科目の項中「産婦人科」を「婦人科」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部改正）

- 2 豊後大野市病院事業に係る料金条例（平成 19 年豊後大野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の部中(12)の項を削り、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、同表妊婦診察料の項から卵管結紮手術料の項までを削り、同表個室料の項中「分べん入院に係る個室料については、3,240 円とする。」を削る。